

広島市規則第50号

令和8年3月31日

広島市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

### 広島市会計規則の一部を改正する規則

広島市会計規則（昭和43年広島市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第19条第2項第24号中「企画総務局総務課長」を「財政局財政課長」に改め、同項第48号中「、遅延損害金」を「に限り、遅延損害金」に改め、同項第58号中「（口座振替）」を「並びにこれらに係る遅延損害金（放課後児童クラブ利用料及び放課後児童クラブ延長利用料にあつては口座振替）」に、「もののうち」を「もの（）」に改め、「限る。）」の右に「及び指定納付受託者から納付されるものに限り、遅延損害金にあつては指定納付受託者から納付されるものに限る。）」を加え、同項に次の45号を加える。

(83) と畜場法（昭和28年法律第114号）に規定する獣畜のとさつ又は解体の検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(84) 獣畜のとさつ解体検査に関する証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(85) 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づく指定数量以上

の危険物を仮に貯蔵し、又は取り扱う場合の承認の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(86) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(87) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(88) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可に係る完成検査前検査又は完成検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(89) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の位置、構造又は設備の変更の許可に係る完成検査前検査又は完成検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(90) 消防法の規定に基づく製造所、貯蔵所又は取扱所の仮使用の承認の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(91) 消防法の規定に基づく特定屋外タンク貯蔵所又は移送取扱所の保安に関する検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(92) 広島市火災予防条例（昭和37年広島市条例第15号）の規定に基づく指定数量未満の危険物又は指定可燃物を貯蔵し、又は取り扱うタンクの水張検査又は水圧検査に係る手数料（指定納付受託者から納付

されるものに限る。)

- (93) 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）の規定に基づく火薬類の製造又は販売営業の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (94) 火薬類取締法の規定に基づく火薬庫の設置又は移転の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (95) 火薬類取締法の規定に基づく火薬庫の構造又は設備の変更の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (96) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の製造施設又は火薬庫の完成検査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (97) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の譲渡し又は譲受けの許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (98) 火薬類取締法の規定に基づく火薬類の輸入の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (99) 火薬類取締法の規定に基づく煙火の消費の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (100) 火薬類取締法の規定に基づく特定施設又は火薬庫の保安検査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (101) 高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の規定に基づく高圧ガスの製造の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (102) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更の工事又は製造をする高圧ガスの種類若しくは製造の方法の変更の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (103) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (104) 高圧ガス保安法の規定に基づく第一種貯蔵所の位置、構造又は設備の変更の工事の許可の申請に対する審査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (105) 高圧ガス保安法の規定に基づく高圧ガスの製造のための施設又は第一種貯蔵所の完成検査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (106) 高圧ガス保安法の規定に基づく輸入をした高圧ガス及びその容器の

検査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(107) 高圧ガス保安法の規定に基づく特定施設の保安検査（特例条例の規定に基づくものを含む。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(108) 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する容器検査又は容器再検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(109) 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する附属品検査又は附属品再検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(110) 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する容器検査所の登録又は登録の更新の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(111) 高圧ガス保安法施行令の規定に基づく高圧ガス保安法に規定する容器に充てんする高圧ガスの種類又は圧力の変更に係る刻印等に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(112) 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液化石油ガス法」という。）の規定に基づく液化石油ガス販売事業に係る登録の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

(113) 液化石油ガス法の規定に基づく液化石油ガス販売事業者登録簿の閲覧又は謄本の交付に係る手数料（指定納付受託者から納付されるもの

に限る。)

- (114) 液化石油ガス法の規定に基づく保安機関の認定又は認定の更新の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (115) 液化石油ガス法の規定に基づく保安機関の保安業務に係る一般消費者等の数の増加の認可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (116) 液化石油ガス法の規定に基づく保安確保機器の設置及び管理の方法の認定の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (117) 液化石油ガス法の規定に基づく貯蔵施設又は特定供給設備の設置の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (118) 液化石油ガス法の規定に基づく貯蔵施設の位置、構造若しくは設備の変更又は特定供給設備の位置、構造、設備若しくは装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (119) 液化石油ガス法の規定に基づく液化石油ガス法第36条第1項又は第37条の2第1項の許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (120) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備による液化石油ガスの充填の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

- (121) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備の所在地、構造、設備又は装置の変更の許可の申請に対する審査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (122) 液化石油ガス法の規定に基づく液化石油ガス法第37条の2第1項又は第37条の4第1項の許可に係る充てん設備の完成検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (123) 液化石油ガス法の規定に基づく充てん設備の保安検査に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (124) 道路敷、下水道敷その他の官有地と民有地との境界に関する証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (125) 営業又は業務に関する証明に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (126) 文書の受理に関する証明（第32号及び広島市証明等手数料条例第2条第8号に掲げる証明を除く。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）
- (127) 許可証その他の証書を発行したことの証明（第51号及び第67号に掲げる証明を除く。）に係る手数料（指定納付受託者から納付されるものに限る。）

第31条の6（見出しを含む。）中「等」を削る。

第36条第2号を次のように改める。

- (2) 旅費及びこれに相当する費用弁償

別表第1企画総務局の項中「出資法人経営改革推進室」を「公共施設マネジメント推進室、出資法人経営改革推進室」に、

情報政策課、デジタル行政推進室、システム基盤課	情報政策課長	を
-------------------------	--------	---

情報政策課、デジタル行政推進室	情報政策課長	に
システム基盤課	システム基盤課長	

改め、同表子ども未来局の項中 「子ども未来調整課」 を

「子ども未来調整課、子ども・子育て政策室」 に、「子ども青少年施策調整担当課

長」を「子ども・家庭支援担当課長」に改め、同表都市整備局の項中「都市機能調整部紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を「都市機能調整担当課長」に、「西風新都整備部西風新都整備担当課長」を「西風新都整備担当課長」に改め、同表人事委員会事務局の項中「任用課長」を「調査課長」に改める。

「別表第2（第31条の6関係）  
別表第2中 (1) 事前合議を必要とする支出負担行為」を「別表第2

（第31条の6関係）」に改める。

別表第2の(2)の表を削る。

別表第3の(1)の表財政局の項中

管財課	課長	(1) 普通財産の貸付料及び無断使用損害
-----	----	----------------------

		賠償金並びにこれらに係る遅延利息の 収納	を
--	--	-------------------------	---

財政課	課長	(1) 入札保証金の出納 (2) 契約保証金の収納 (3) 寄附金の収納	に
管財課	課長	(1) 普通財産の貸付料及び無断使用損害 賠償金並びにこれらに係る遅延利息の 収納	

改め、同表健康福祉局の項中

保健部食品指 導課	課長	(1) 食品衛生責任者資格者証の実費の収 納	を
--------------	----	---------------------------	---

削り、同表都市整備局の項中「紙屋町・八丁堀地区活性化担当課長」を  
「都市機能調整担当課長」に改める。

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。